

タイにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	サービス業への外資参入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入制限が残存する。 - 電機・機械製品などの製造販売のみでなく、有料メンテナンスサービスなどのサービス業を同時に行うことは外国企業(株式数の過半数を外国人または外国企業が占める会社)は不可。 - エレクトロニクス業界では、ハードの差別化に加え顧客サービスの優劣が重要な競争要因であり、サービス分野の外資出資比率規制により顧客の利益が損なわれている。 (継続、要望変更)	・外資規制の即時撤廃。	
	日機輸	(2)	ゾーニング法による工場拡張規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニング法により、工業団地外にある製造会社では、敷地内であっても、工場の拡張が認められない。 (継続)	・ゾーニング法の基準見直し。	・PECTH及びPTHGグループ5社がこの対象
	日機輸	(3)	スクラップ業の従業員のタイ語読み書き能力要件	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラップ取引を行うためには、監督官庁であるMinistry of InteriorからAntique Licenseを取得する必要がある。しかしながら同省によれば、その要件として当社の従業員がタイ語の読み書きができればならないとされており、事実上参入不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属資源の再資源化はタイにとっても重要であるところ、タイ語の読み書きができない役員を擁する外国企業が事実上参入できないような規制又は運用を緩和すべき。 	
6 外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	クラスター制度への変更によるBOI投資優遇措置の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年より、新投資優遇制度(クラスター制)が運用開始となった。電機産業の新投資プロジェクトにとって新制度は、従来のゾーン制で享受していた優遇措置に比べ大幅に低いものとなっている。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・既進出企業/新投資への、従来恩典継続を加味した奨励策への見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資委員会布告第2/2557号 第10/2558号
8 投資受入機関の問題	日機輸	(1)	BOI恩典での輸入承認手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・申請からBOIの承認まで時間(実動30日以上)がかかる。そのため、BOIで承認されていない設備や部品は、BANK GUARANTEEまたはキャッシュで関税、VATを一旦払い、後から還付というフローになっている。Paperless Systemの運用開始により、一部の輸入品(治工具や金型など)は承認リードタイムが短縮された。 (一部削除)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子化/簡素化してほしい。 ・承認までのプロセスを迅速化してほしい。(30日以下) ・設備輸入/関税還付手続へのPaperless Systemを導入してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・BOI恩典での輸入手続き運用
	日機輸	(2)	BOI投資優遇策の関係当局間の連携不足	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ国税局とBOI(タイ投資促進委員会)の解釈の違いに端を発し、BOIから優遇税制の適用を受けた事業の税務処理をめぐる法廷闘争で、結果的にNMBミネベアが敗訴し巨額の追徴課税となった問題で、同じくBOI認可企業として大きな危機感を抱く。投資奨励法の不備を指摘されながら、タイは関係当局間で擦り合わせをせず放置したままにし、結局約束を反故にしており、同国の投資奨励策に疑問を抱かざるをえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度を導入する際は、あらゆるケースを事前に想定し、生じる諸問題に対して事前に関連当局と十分に調整すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資奨励法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> ・クロックの関税は20%で高率である。 [参考] ウォッチの関税は5%。 (追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・関税率の低減及び撤廃。 	
	自動部品	(2)	EPA特定原産地証明の取得の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のEPAやFTAを締結した国々との貿易では優遇関税の取引が活発になると予想されるが、優遇関税を適用するには特定原産地証明を出荷毎に商工会議所に出向いて入手し、輸入国での輸入通関に間に合うように発送する必要がある。 (変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易サブシステムなどを活用し、申請、取得、輸入者への提出が電子的に行えるようにする。 	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸 自動部品	(3)	関税評価の恣意性・不透明	<p>・関税額を決める際、契約上はロイヤルティが生じないのに、ロイヤルティが生じたと思わしたうえで課税価額を決められている。同じ契約内容でも、他国ではロイヤルティが生じたと思わされていない。</p> <p>(継続)</p> <p>・税関担当官の恣意的な判断により不適切に高い関税を徴収される。(担当官によって判断が異なる場合ある。)</p> <p>背景に関税納付漏れとなった場合、税関職員の給与補填的な側面を持つ報奨金分配制度がある。</p>	<p>・WTO協定に照らし、ロイヤルティを課税価格に含めるべきかを適切に判断して欲しい。</p> <p>・通関当局の判断の統一。</p> <p>・報奨金分配制度の廃止。</p>	<p>・WTO関税評価協定</p> <p>・関税法 尚、報奨金分配制度は税関の内規にはあるが未公表。</p>
	JEITA	(4)	輸入関税の課税対象の恣意的な変更	<p>・タイ販売会社が保税倉庫に積んだ製品を、タイ国内へ販売しているが、大きく為替が動いた場合、搬入時と搬出時の為替レートの違いから、国内への搬出価格が、搬入価格を下回り逆ザヤが生じることがある。</p> <p>これに対して、タイ税関から搬出価格ではなく搬入価格に対してVATを課す旨の連絡を受けたので、当該処理に対する法的根拠の明示を求めたが、拒否された。</p> <p>代わりに、逆ザヤが生じている限り、通関を止めるという対抗手段を取られた。逆ザヤが生じていないことを証明するために、搬入時のCIF価格を、搬入ごと、アイテムごとの輸送実費で計算するよう要求され、多くの負担を強いられた。</p> <p>現在は、搬入価格への課税を求められていないが、根拠無く課税対象を変更する恣意的な運用の制限が求められる。</p>	<p>・搬入時の価格に対するVAT課税は、過去の為替レートの恣意的な適用に等しい。タイ国内法により認められるものであれば、当局の公式見解を明示すべき。</p> <p>搬入時の価格に対するVAT課税の運用に当たって、搬入ごと、アイテムごとの輸送費実費を使ったCIF価格の計算は、実務上負担が大きい。一定期間に要した輸送費合計を平均して使うよう判定方法の見直しが必要。</p>	
	日機輸	(5)	税関の奨励金分配制度の弊害	<p>・タイの通関でBP/IBP制度が存在しない為、暫定価格での通関後の最終価格への修正で過大なペナルティーを要求される。</p> <p>且つ、調査期間を不必要に延ばすことで延滞金利を多く徴収された。(報奨金分配制度による悪影響がある。)</p> <p>(継続)</p>	<p>・BP/IBP制度の導入。</p> <p>・報奨金分配制度の廃止。</p>	
	日機輸	(6)	輸入通関手続の不透明	<p>・タイ現地における輸入通関の際、タイ国法に則り輸入通関を実施していても、タイ国税関担当官の判断により通関不備の指摘を受けるリスクがある。その場合、ペナルティーも明確な規定なく、担当官の判断次第である。不服申し出のルールもあるが、解決迄長時間を要するルールしかなく、法令上のペナルティーの最大金額は当該物CIF価額の4倍と金額的なリスクも高い。</p> <p>・各税関の担当毎に理解度・運用にバラつきあり、通達内容も徹底されていない。</p>	<p>・輸入通関ルールの明確化。</p> <p>・税関の通達(タイ語のみ)を英語併記にして発行する。</p>	<p>・Customs_Act_2469</p>
	日機輸	(7)	税関事後調査における関税分類の判断の不透明	<p>・事後調査は未受検だが、輸入時に許可されたHSコードが事後調査時の調査官の恣意的な判断で覆され、莫大な追徴課税を受けたことを複数のフォワードヤーや取引先から聞いている。実際に被害を受けていることが分かっており、今後の事後調査が不安である。</p>	<p>・税関の信頼性・制度の透明性を高めるため：</p> <p>(1)輸入時担当官のHSコードを税関公式見解として扱う。</p> <p>(2)事後調査で輸入時のHSコードをひっくり返さない。</p> <p>(3)事後調査時の調査官の報酬制度は止める。</p>	<p>・関税法</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(8)	中古設備輸入手続の煩雑	・タイ国内で手配出来ない設備において、中古設備の輸入手続きが煩雑である。 (継続)	・タイ国内で手配出来ない設備の場合、輸入手続きを簡素化して欲しい。	・投資奨励法第28条または第29条
	日鉄連	(9)	アンチダンピング措置の濫用	・2003年3月10日、ステンレス冷延鋼板へのAD税賦課(日本、韓国、台湾、全EU)。 2008年3月13日、ステンレス冷延鋼板サンセットレビュー開始。 2009年3月19日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定。 2014年3月18日、上記ADの2回目のサンセットレビュー開始。 2015年2月25日、DFTがクワの最終決定を公示。 (継続)	・措置の廃止、措置長期化に反対。	
	日鉄連		・2003年5月27日、熱延鋼板へのAD税賦課(日本、韓国、台湾など14カ国)。 除外品目は輸出用、TF鋼、TMBPなどで、リロール用に関しては、年度毎に輸入枠を設定。 ・2004年3月19日、上記熱延鋼板AD課税の一時的適用除外(半年間)。 ・2004年9月20日、上記熱延鋼板ADの除外期間終了、課税再開。 ・2008年5月27日、上記熱延鋼板ADのサンセットレビュー開始。 ・2009年5月26日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定、併せて自動車用リロール鋼板等を除外。 ・2010年6月30日、熱延鋼板AD事情変更見直し最終裁定。AD措置継続中。 ・2014年5月22日、上記熱延鋼板ADの2回目のサンセットレビュー開始。 ・2015年1月12日、DFTがクワの最終決定を公示。 (継続)	・措置の廃止、措置長期化に反対。		
日鉄連	(10)	セーフガード措置の濫用	・2012年11月27日、合金鋼熱延鋼板へのSG調査開始。 対象鋼材が不明確(流通・加工業者経由の自動車用途、再輸出材などの記載なし)。冷延加工用・焼入れ用・自動車用の鋼材はSG調査の除外対象となる見込みであるが、日本からの輸入は急増しておらず、特定国からの輸入を対象とした措置をとるのであれば、セーフガード調査ではなく、アンチ・ダンピング調査を実施すべき。 2013年2月27日、暫定措置の官報告示。33.11%の暫定税率が賦課。 2013年9月12日、最終決定の官報が告示され、暫定措置発動日から3年間にわたり、以下のSG関税が賦課される。 1年目：(2013年9月15日～2014年2月26日：44.20%) 2年目：(2014年2月27日～2015年2月26日：43.57%) 3年目：(2015年2月27日～2016年2月26日：42.95%) 尚、冷延鋼板・焼き入れ加工、自動車産業用途、その他官報の付属書に記載された鋼材規格は適用除外。 2015年7月17日、延長レビュー開始。 2016年2月26日、DFTが措置延長の最終決定。 (追加)	・除外品目追加手続の簡素化・明確化。 ・輸入者認定の明確化。	・商業省外国貿易局公告	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連			<p>・2014年1月30日、非合金鋼熱延鋼板、厚板へのSG調査開始。 2014年5月27日、SG委員会が34.01%の暫定セーフガード税を賦課する旨、WTO通報。 2014年6月6日、暫定措置の官報告示。34.01%の暫定税率が賦課。 2014年12月23日、最終決定の官報が告示され、暫定措置発動日から3年間にわたり、以下のSG関税が賦課される。 1年目：(2014年12月24日～2015年6月6日：21.92%) 2年目：(2015年6月7日～2016年6月6日：21.52%) 3年目：(2016年6月7日～2017年6月6日：21.13%) 2016年10月3日、延長レビュー開始。 (追加) ・2016年1月26日、合金鋼H形鋼へのSG調査開始。 2016年12月9日、重要事実の開示。 2017年1月27日、最終決定の官報が告示された。概要は以下の通り。 - 2017年1月28日～2018年1月27日：31.43%。 - 2018年1月28日～2019年1月27日：31.05%。 なお、発展途上国、再輸出向け、特定のグレードなどを対象とした適用除外が設けられた。</p>	<p>・自動車用、再輸出向け等、日本材の対象除外。</p>	<p>・商業省外国貿易局公告除外。</p>
	日鉄連					
	日機輸	(11)	事前教示制度の申請受付期間の短縮の必要	事前教示制度を活用するには、「輸入の3か月から受け付けなので、2か月では申請不可」と受付拒否された。	輸入前短期間での受付と業務スピードアップ。	関税法
	日機輸	(12)	輸入手続のタイ語翻訳対応	輸入手続のタイ語翻訳について、日本人では対応出来ないためタイ人スタッフによる作業となり、非常に時間と手間が掛かり、負担となっている。(特に品目が多い場合)	輸入手続を英語対応可能にする。	関税法
	自動部品	(13)	税関システムにおけるEメールアドレスの不備	関税のシステムにEメールアドレスがなく、コンタクトを図る際に不都合なケースが多々あり。	Eメールの設置をお願いしたい。	
自動部品	(14)	新通関システム登録手続の不透明	ACT 12 システムにおいて、通関にて新システムに登録を2016年9月22日から開始したが、現在に至っても登録が完了の通知が来ておらず、事前に輸入税を支払っている。 HS code no. 87083090	登録処理完了までの期日の明確化及び短縮化。		
11	利益回収	日機輸	(1)	外貨送金手続の煩雑	輸入時の申告書と共に外貨送金を銀行に依頼するため、送金手配が煩雑化。 (継続)	
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨規制緩和措置と税務行政との不整合	<p>・2010年に入り外貨規制緩和が発表され、基本的には改善の方向で動いているが、中銀による規制緩和と税務面での整合性がとれていないので、実質的にワークしていない。 (継続)</p>	<p>・国内外貨決済につき、中銀と税務当局が調整を行い、課税リスクを排除してほしい。 ・付帯条件のうちオペレーション上支障となりうる細則について、さらなる改善を求める。 為替管理：</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
12					<ul style="list-style-type: none"> - 外貨講座の原資別口座管理規則の撤廃 - 国内外貨決済における下記条件の撤廃 輸出で得た外貨のある企業のみが以下支払可 実需確認資料の銀行への提出 歳入丁からの外資インボイス発行許可の取得 		
13	金融	日機輸	(1)	銀行振込の振込人判別不可	・バイヤー等が銀行振込で当社宛に支払いを行った場合、当社側では通帳を見ても支払人が誰なのか判別不可。	・業務効率化のため、銀行振込で振込人を判別できるような仕組みを構築する。	
14	税制	日鉄連	(1)	法人税務調査・更正の恣意性	・タイ投資委員会(BOI)認定企業(=非課税)の通関業務をコイルセンターが代行するケースで追徴課税が発生した(法解釈の恣意性)。 (継続)	・追徴課税中止。	
		日機輸	(2)	税法解釈の不統一	・税務当局の税法解釈の相違や未熟さで、正規の税法が運用されないケースがある。 (継続)		
		日機輸			・税法が曖昧であり、担当官の解釈により過年度の税務申告額の修正を求められる場合がある。 (継続)	・より詳細な税法制定と、担当官に左右されない均質な運用を求める。	・タイ国税法典第27条
		日機輸	(3)	高額な納税延滞金利(サーチャージ)要求	・過年度修正の場合には納税延滞金として1.5%の金利(サーチャージ)も求められる。	・サーチャージについては、修正内容に応じた利率設定を求める。	・タイ国税法典第27条
		JEITA	(4)	非居住者へのコンサインメント在庫要求	・得意先から、タイ、インドネシアで非居住者としてVMI(Consignment stock)在庫を積むことを要求されることがある。 しかし、AECが発足により、ヒト・モノ・カネの自由化を謳いながら、PEの問題であったり、外国企業に対する事業ライセンスであったり、障壁は残っており、各国国内法の整備が追いついていない。その結果、ASEAN域内でのより自由度の高いFlexibleな事業展開の足かせになっている。 (変更)	・AECやTPP、FTAといった国際的な枠組みに準拠した各国国内法の整備。	
		建産協	(5)	FZ認定要件の厳格化	・Free zone認定業者がローカル販売する際に免税申請の手続きがあるが、認定の要件が制度改訂のたびに厳しくなっている。協力会社から情報提供しにくい内容(原価など)となっており、手続きを断念せざるを得ないことが増えつつある。	・申請者が申請ができる手続きが事前調査をしていただき、申請者が準備しやすい手続き条件を整備していただきたい。	
		日機輸	(6)	長期を要する税還付	・税金の還付を受けるまでに長期間(1年以上)を要する。	・査定や事務手続きの簡素化、時間短縮化。	
日機輸	(7)	PEの有無に拘らず源泉徴収税の賦課	・日本タイ租税条約上、事業所得に関し、日本企業がタイにPEを保有しなければタイの所得税は課税されない規定になっているが、政府、国営企業が客先の場合、タイ国内のPE有無にかかわらず源泉徴収(1%)が課されることが慣習化している。	・タイ国内にPEが無い場合の課税廃止。	・タイ国税法典第69条の2		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日製紙	(8)	画一的なPE課税	・外国人が180日以上タイに滞在し、個人所得(給与・家賃)をタイ会社で支払う場合は、現地で納税義務が発生。回避するために、出張期間を短縮したり、日本側から直接家賃をTHB建てで毎月支払うなど対応が煩雑化。	・180日以上滞在者であっても、出張ベースの滞在であれば適用外とするなど特例を認めてほしい。	
16 雇用	日機輸	(1)	労働許可取得・更新の煩雑・遅延	<p>・査証申請手続き、就業許可、再入国許可申請が煩雑。</p> <p>< 煩雑さの例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本国籍を持つ者の査証申請は東京の領事部でグループ会社社員による代理申請を行えるようになったが、外国籍社員の手続きは管轄の地方領事館で本人申請をしなければならない。 - 提出書面の会社推薦状に必要な押印の印章等が多い(社印、代表者署名、代表者印)。 - 提出書面の現地会社の登記簿の全頁に署名が必要。東京領事部で受け付ける日本国籍所持者については緩和されたが、地方領事館では同様の運用が残る。 - 登記簿の提出は同じ企業へ訪問する場合でも申請者全員が提出する必要がある。 - 名古屋名誉総領事館申請について登記簿の和訳又は英訳の添付が必要である。 - 名古屋名誉総領事館申請は、16日以上滞在はシングルのみ申請可であるがマルチプルエントリー(複数回入国)の申請できない。 - 就業許可(WP)の申請のたび、WP有効期間である半年ごとに英文卒業証明書の提出が必要となる。 - タイ投資委員会(BOI)に登録のない企業での業務は就労許可に1ヶ月を要し、一般的な出張者の滞在日数では許可が取得できない。BOIに登録のある企業は4日間で許可取得が可能であるが、滞在日数が短い出張者に適用出来ない。 - 労働許可の取得はタイ本国のみでの対応。日本での対応ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍社員の手続きも東京の領事部でグループ会社社員による代理申請が行えるようになることが望ましい。 ・必要となる押印の簡素化、例えば企業で権限を有する人事担当等の署名のみとする。 ・登記簿に関し、東京領事部と同様に写し(コピー)の提出を持って地方の領事部でも受付られることを希望する。また、同一の会社での申請は会社を登録制にするなど、手続きの緩和を希望する。招聘状は原本ではなく写し(コピー)が受付ていただきたい。 ・登記簿の全頁署名の簡素化をしていただきたい。 ・タイ語で記載している登記簿は翻訳不要としていただきたい。 ・地方領事部であってもマルチプルエントリーの申請を可能としていただきたい。 ・一定期間内にWPの取得歴がある場合には英文卒業証明書の提出を免除していただくなど緩和していただきたい。 ・さらなる許可取得所要日数の短縮(即日等)を希望。 ・日本で手続きを、駐日本タイ政府機関でワンストップで取り扱っていただきたい。例えば駐日BOI事務所にて行う。 	
	日機輸 日製紙	(2)	出張者の労働許可取得・手続きの煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> ・出張者と赴任者の現地での就労許可の申請手続きが同じである。 ・短期間に複数回入国する際にビザ・労働許可書申請が求められる。申請から取得に要する時間が負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張者の申請手続きを簡素化して頂きたい。 ・複数回入国する場合であっても、ビザ・労働許可書申請免除をお願いしたい。 	
	日機輸	(3)	出入国管理の法令解釈の不透明	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者ごとに入出国管理の法解釈が行われており、immigrationでの提出書類が時々変更になる場合がある。又、事務担当者のローテーションが2ヶ月ごとであり、正確な情報が適切に提供されない。 ・手続きに時間がかかりすぎる。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令解釈明確のための窓口の設置。 ・担当者の質の向上、適切な数の担当者の配置。 	
	日鉄連	(4)	外国人/現地人雇用比率規制	<ul style="list-style-type: none"> ・駐在員事務所の外国人の人数が制限されている。 <p>(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制限緩和。 	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日製紙			・タイの駐在員事務所規則では、日本人駐在員1人に対して、タイ人1人の採用が義務付けられている。必要性に関わらずタイ人を雇用しなければならず、費用負担増となる。	・日本人1人対タイ人1人の比率を見直してほしい。	
	日機輸	(5)	エンジニア・管理職の人材確保の困難	・人事・経理・ITなどの管理者層、即戦力のエンジニアなどが慢性的不足。加えてワーカークラスの確保も困難な状況になってきている。 (継続)	・国家をあげての人材育成取組み強化。	
	日機輸	(6)	有期雇用の限定	・有期雇用は、季節性・臨時性ある仕事のみ認められている。 (継続)	・柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。	
	日鉄連	(7)	現地会社に対する技術指導のライセンス取得要件	・タイの会社に外国籍企業(タイにある企業を含む)がタイで技術指導を行い対価を得る場合、外国資本の参入を規制する外国人事業法により、ライセンスを取得しないと活動できない。	・制限緩和。	・外国人事業法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知財保護条約への未加盟	・知財保護条約(PCT、マドリッドプロトコル等)への加盟が進んでいない。 (継続)		
	日機輸	(2)	世界公知公用の未規定	・タイでは、新規性の要件として、出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されている。そのため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題点があった。 (継続)	・世界公知公用の採用はグローバルスタンダードになってきており、最近では中国でも世界公知公用が採用されている。世界公知公用の採用を検討してほしい。	・タイ特許法5条、6条
	日機輸	(3)	自発的な特許分割出願不可	・審査官が複数の異なる発明があると判断した場合しか分割出願をすることができず、出願人は自発的な分割出願を行うことができない。 (継続)	・出願人が自発的に分割出願できるようにしてほしい。また、拒絶査定時、特許査定時にも分割出願できるようにしてほしい。	・タイ特許法26条
	日機輸	(4)	出願公開時期に関する規定の不備	・タイでは、出願公開時期の明確な規定がない。また、審査請求時期は出願公開公報発行日から5年以内と規定されている。そのため、出願した後に審査請求期限を容易に把握できない。 (継続)	・ほとんどの国で出願公開時期は出願日が基準として規定されており、更に審査請求時期も出願日基準になっている。出願公開時期を明確する規定の新設と、審査請求時期を出願日基準にする改正を検討してほしい。	・タイ特許法29条
	日機輸 日機輸	(5)	模倣品の取締り不足	・ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品が流通している。 (継続) ・模倣品への政府の対処が殆ど出ていない。 (継続)		
19 工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	鉄鋼製品への強制規格制限	・国内ミルの圧力により、規格制限。 1993年12月、棒鋼規格厳守化(TIS規格) 1998年5月、形鋼 " (") 1998年12月、線材 " (") 1999年1月、熱延鋼板類 " (") 2002年5月、冷延鋼板類 " (") 2008年9月、熱延鋼板TIS528(2548)が一部変更となり旧ライセンスは無効となる。 2008年12月、強制規格認証にあたり厳格な運用が開始。 (2009年1月26日に一度新規規定が公示発効され、即撤廃された後に、新たな	・制度の撤廃。 ・手続き(含む 除外制度)の明確化・簡素化。 ・監査工程の軽減。 ・監査回数の頻度軽減。	・工業規格法 ・各々の強制規格 ・製品検査規定

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
19				製品検査規定が公示された) 2009年3月4日、上記規定発効。 2014年12月、TISIが一部品種(熱延、冷延鋼板)に対するミル監査の緩和(1回/1年 1回/2年)を官報告示。 TISIが輸入許可及びフォローアップのための監査基準と方法を2016年7月8日付で改訂、同年8月1日に発効。 2017年3月20日、電気亜鉛めっき鋼板に対する強制規格が導入予定。 (変更)			
	日機輸	(2)	長期間を要するTISI規格認証取得手続	・TISI(タイ工業規格)の認証取得における運用上の問題により、モデル毎の申請要、工場審査の手間、書類審査の所要時間が長い等で製品の生産、出荷に支障を来たすこともある。かつコストも馬鹿にならない。 (追加)	・認証手続きの簡素化。	・外貨管理局規則 ・税務細則	
	日機輸	(3)	工業規格取得の工場審査の煩雑	・タイ工業規格(TIS)の係官の工場審査が義務付けられ、販売金額が少ない海外からの輸入品に対しても必要とされる。費用対効果から一部商品は輸入を中止せざるを得ない。	・認証手続きの簡素化。	・外貨管理局規則 ・税務細則	
	日機輸	(4)	低リスク製品の強制認証対象化	・タイの電気安全規制では、個々の製品の安全リスクに関係無く、Royal Decreeで公示されたTIS 強制規格の対象製品が全て、強制認証の対象になっている。 現在、AV機器の強制電気安全規格 TIS 1195 の適用範囲が、AC電源駆動機器からACアダプタ・電池使用の低電圧DC駆動機器へ拡大されることが提案されている。 低リスクの低電圧機器が、全て強制認証の対象になることにより、産業界の負担が増加することが懸念される。 (継続)	・電気安全規制における強制認証の対象範囲を、強制規格とは別に、規定して欲しい。 ・ACアダプタ・電池使用の低電圧 DC 駆動機器、または 50V ac、または75V dc 未満の低電圧機器は、低リスク製品として、規制の対象外として欲しい。	・Industrial Product Standards Act B.E. 2511 (1968)	
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	環境保護の不十分	・ゴミの分別等、民間レベルでの環境保護の制度・意識は低い。 (継続)		
23	諸制度・慣行・非効率な行政手続	日機輸	(1)	官公庁提出書類へのサイン要求	・政府提出書類のコピー全てにサインが必要とされているため、時間がかかり非効率。	・効率化に向けて必要サインを限定する等の業務効率化。	
		日機輸	(2)	関連会社に関する独自の基準	・A社(販売会社、C社の孫会社)とB社(製造会社 C社の子会社)は共に日本の親会社C社の連結子会社であるが、A社B社間に直接の資本関係はない。A社とB社は日本の親会社C社を頂点とする関係会社であるが、タイは独自の基準を持っており両社を関係会社とみなさない(直接の資本関係しか認識しない)。そのため、A社の豊富な余剰現金をB社に貸付けるためのライセンスを商務省が発行しないという状況になっている。	・直接の資本関係だけでなく、いわゆる孫、ひ孫といった関係も含めたグループ編成を理解し、子会社、関連会社という関係会社の定義を見直すべき。	・外国人事業法 ・会社法
24	法制度の未整備、突然の変更	建産協	(1)	突然の税制改正	・社内でもアンテナを張っているが、各種税制改定に対して、いつの間にか法律が変わっていたりすることがある。申請時に税関職員から、その内容を指摘され、時間を掛けて再申請を行う。 ・2016年、リース料に源泉税が突然賦課されることが発表されたが、施行まで一ヶ月程度しかなく、大混乱を来した。	・もっと法律改定情報を確認できるホームページなどをアナウンス力の強化をしてほしい。 ・税制変更等、影響が大きい制度変更については、十分な準備期間がとれるよう相当な時間的猶予の確保。	
		日機輸					

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	自動部品	(2)	長期を要する統計品目番号取得手続	・統計品目番号(Harmonized Code)の取得に、稼働60日かかっており、輸送するにあたり、事前に輸入税を払わなければならないなど影響が出ている。	・統計品目番号取得までの短縮化。	
	日機輸	(3)	法制度未整備下での運用開始	・昨年タイにおいて、新規物質届出制度が開始されそうだとの情報を得た。しかし、新規物質届出やそれに付随する既存物質インベントリー申請等を要求する正式な文書(法律、当局告示等)がないまま、運用が開始されているため、その対応に苦慮している。実際に、弊社タイ現地法人より、タイ当局からの指示とのことで、輸入製品の全成分開示を求められた。弊社にとって製品の処方は高度の機密情報であり、法律等が不明確なままこれらの情報を提供することは難しい。また、そもそも全成分を登録(開示)させるような届出は、他の諸外国には見られない。	・法律の整備をし文書を発行(および法律を発効)してから運用を開始して頂きたい。 ・また、輸入する化学品の全成分を登録(開示)させるような義務は課さないで頂きたい。	・仏歴2535年 有害物質法 ・(施行予定不明)の新規物質届出を要求する規制
26 その他	日機輸	(1)	治水対策の不足	・2011年10月に発生した未曾有の大洪水に対し、政府の事前のリスク対策が不十分だったため、直接間接に甚大な被害を受けた。 注)2017年1月 タイ南部で大雨による洪水被害が発生したが、2011年の中部大洪水とは本質的に異なる(=集中豪雨によるもので、ダム放水や治水管理とは関係ない)、当社の被害もなし。 (追加) ・2016年は2015年並みの降水量で、東北部については一部地域で農業用水の供給停止等が行われ、渇水の状態となっている。 今後降雨量とダム放水次第では、工場運営に必要な水量の確保に影響が出る可能性もゼロではない。	・被災企業への適切な支援策及び今後の抜本的治水対策の策定、実施。 ・タイ政府の治水対策は一応進んでいるようだが、マネージメントも含めちゃんと機能するのか不安もあり、今後も継続的な対策強化を強く要望したい。	
	日機輸			・水源となるダムの現在貯水量と放水量だけでなく、長期的な貯水量予測と放水計画、対策の見通しの発表。 ・各地域の行政にて、渇水の進捗段階別で想定されるリスクと対策を事前に整理し、先手を打った情報発信。 ・国家レベルでの抜本的な治水対策を推進して欲しい。		
	自動部品	(2)	洪水による保険料の高騰	・2011年の洪水により保険料が高騰している。政府や工業団地も治水対策は進めているが、毎年各地で洪水被害が発生し、多くの企業が事業存続のリスクを抱えて対策を講じなければならないため、厳しい状況となっている。 (内容、要望ともに変更)	・政府主導で治水・洪水の対策ならびに安価な洪水保険提供に期待する。	
	自動部品	(3)	電力供給の不足・不安定	・タイでは日本と比べて停電(瞬電含)が頻繁に起きるため、UPS(無停電装置)や自家発電設備を自社で準備しないと生産及び業務に支障が出てしまう。また、コンドミニアム等、生活エリアでは上記対策が取られていないことが多いため、数時間に及ぶ停電が発生すると生活に支障が出ることもある。 タイにおける発電燃料の約70%が天然ガスであり、その約25%をミャンマーより輸入。ミャンマー沖のパイプラインの定期メンテナンスによりガス供給が一時的に停止し、電力不足に伴う停電のリスクがある。(2013年:エネルギー省より工業省に企業の部分的操業停止要請あり)	・タイ国内の産業が大混乱に陥らないためにも、電力インフラの整備及び他国に依存しない安定した電力供給体制を速やかに実施して欲しい。	・暫定憲法第44条
	建産協	(4)	港湾インフラの未整備	・危険品を輸入する際にある危険品は港湾施設の保管能力の問題で、LKB内陸デポでは受け入れ保管が出来ず、LCB港でのコンテナ受け渡しとなった。これにより、スポットでの輸入対応となり、コストと手間が掛かった。	・内陸デポやBKKでも受け入れ可能な港湾施設の強化を図っていただきたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	日機輸	(5)	不安定な政治情勢	<p>・特に2006年以降、政府(体制)側と反政府(反体制)側の対立が表面化、激化し、主要施設、道路の占拠、封鎖やデモ、クーデターなどがしばしば行われており、生活上の安全、事業活動への支障も生じている。</p> <p>このような不安定な状態が続いていることで、投資先、生産拠点として、タイの国際社会での地位も著しく低下している。</p> <p>2006年以降、政府(体制)側と反政府(反体制)側の対立が表面化、激化し、主要施設(空港・道路など)の占拠、封鎖、デモ、クーデターなどが、しばしば発生し、生活上の安全や事業活動への支障を来してきた。</p> <p>2014年5月以降は、軍事暫定政権が強権統治し、以降の表面的には治安は安定しているものの、2015年8月には爆弾テロ事件も発生。</p> <p>2016年10月のプミボン国王崩御の際には、経済活動の大きな混乱や影響等はなく、王位の継承もスムーズに行われたが、2016年8月の国民投票で承認を得た新憲法案は、新国王のご意向で修正される可能性があり、民主総選挙は2018年以降になる見通し。</p> <p>基本の対立構造が変わらず、引き続き軍事政権が続いている状況で、不透明感は拭えず。</p> <p>(内容、要望ともに追加)</p>	<p>・政治の安定。</p> <p>・早期民主化、政治の安定。</p>	